

# 告示

## 埼玉県告示第八百五十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年六月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉 県知 事第 四号	埼玉 県知 事第 七号	指定構造	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
一般財団 法人ベタ ーリビン グ	株式会社 建築構造 センター	構造計算 適合性判 定の業務 を行う事 務所の所 在地	東京都市見二丁 区富士見二丁 目七番二号	本部 東京都 千代田区富士 見二丁目七番 二号	平成二十八 年四月二十 日	
		構造計算 適合性判 定の業務 を行う事 務所の所 在地	東京都千代田 区富士見二丁 目七番二号	名古屋事務所 愛知県名古屋 市中区栄四 丁目三番二十 六号	長野事務所 平成二十 七年九月五 日	
		構造計算 適合性判 定の業務 を行う事 務所の所 在地	福島事務所 本社 東京都 新宿区新宿一 丁目八番一号	福島事務所 本社 東京都 新宿区新宿一 丁目八番一号	千葉事務所 及び福岡事 務所 平成 二十八年一 月十五日	
		構造計算 適合性判 定の業務 を行う事 務所の所 在地	福島事務所 本社 東京都 新宿区新宿一 丁目八番一号	福島事務所 本社 東京都 新宿区新宿一 丁目八番一号		

---

---

---

福島県郡山市  
中町十一番五  
号

福島県郡山市  
中町十一番五  
号

埼玉事務所

埼玉事務所

埼玉県さいた

埼玉県さいた

ま市浦和区高

ま市浦和区高

砂二丁目二番

砂二丁目二番

三号

三号

神奈川事務所

千葉事務所

神奈川県横

千葉県船橋市

浜市西区北幸

葛飾町二丁目

二丁目三番十

四百二番三号

九号

神奈川事務所

愛知事務所

神奈川県横

愛知県名古屋

浜市西区北幸

市中区栄四丁

二丁目三番十

目十四番二号

九号

山陰事務所

長野事務所

島根県松江市

長野県長野市

中原町六番地

南県町千八十

二番地

岡山事務所

愛知事務所

岡山県岡山市

愛知県名古屋市

北区内山下一

愛知県名古屋市

丁目三番十九

市中区栄四丁

号

目十四番二号

広島事務所

山陰事務所

広島県広島市

島根県松江市

---

---

---

中区八丁堀十  
五番六号

中原町六番地

愛媛事務所

岡山事務所

愛媛県松山市

岡山県岡山市

三番町七丁目  
十三番十三号

北区内山下一  
丁目三番十九  
号

佐賀事務所

広島事務所

佐賀県佐賀市

広島県広島市

駅前中央一丁  
目九番三十八  
号

中区八丁堀十  
五番六号

号

愛媛事務所

長崎事務所

愛媛県松山市

長崎県長崎市  
万才町三番四  
号

三番町七丁目  
十三番十三号

号

福岡事務所

宮崎事務所

福岡県福岡市

宮崎県宮崎市  
川原町五番十  
号

博多区御供所  
町一番一号

号

佐賀事務所

鹿児島事務所

佐賀県佐賀市

鹿児島県鹿

駅前中央一丁

児島市西千石  
町十一番二十  
一号

目九番三十八  
号

一号

長崎事務所

沖縄事務所

長崎県長崎市

沖縄県浦添市

万才町三番四

牧港五丁目六  
号

号



